

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第二項、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第九条の七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年十一月三十日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

第十条の四第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十三号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

第十条の九第二項前段を次のように改める。第九

条の二第二項から第四項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。

第十条の九第二項後段中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項前段を次のように改める。

第十条の四第二項から第四項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。

第十条の九第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十条の十二第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十条の十六第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十条の二十二第二項前段を次のように改める。

第九条の二第二項から第四項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。

第十条の二十二第二項後段中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項前段を次のように改める。

第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第四項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。

第十条の二十二第三項後段中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

第十二条の九に次の一項を加える。

4 第十一条第七項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号までに掲げる書類」とあるのは、「同項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十四号までに掲げるも

の」と読み替えるものとする。

第十二条の十の二第二項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからこまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

第十二条の十の二第二項第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一法第十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があった場合には、個人にあつては住民票の写し及び登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

第十二条の十一の三に次の一項を加える。

3 第十一条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号まで」とあるのは、「同項第六号から第十号まで」と読み替えるものとする。

第十二条の十一の四に次の一項を加える。

3 第十一条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号まで」とあるのは、「同項第二号ハからホまで及び同項第三号ハからホまで」と読み替えるものとする。

第十二条の十二に次の一項を加える。

3 第十一条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号まで」とあるの

は、「同項第二号、第五号及び第六号」と読み替えるものとする。

様式第七号中「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）」を「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）5 規則第9条の2第3項の規定による許可証の提出の有無 有・無」に改める。

様式第九号中「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）」を「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）5 規則第10条の4第3恒の規定による許可証の提出の有無 有・無」に改める。

様式第十三号中「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）」を「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出有無 有・無」に改める。

様式第十五号中「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）」を「4 許可の更新又は変更の状況 年 月 日（内容）5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無」に改める。

様式第二十号を次（次頁3/3）のように改める。

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

○労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

技術上の指針公示第17号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、ヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等に関する技術上の指針について次のとおり公表する。

平成13年12月3日

- 1 名称 ヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等に関する技術上の指針
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則等の一部

を改正する省令（平成13年厚生労働省令第212号）の施行に伴い、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るためのヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等に関する技術上の指針を制定するものである。

- 3 内容の閲覧 内容は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全衛生課又は安全課において閲覧に供する。

様式第二十号（第十二条の五関係）

設置 産業廃棄物処理施設 許可証 変更		年 月 日
住 所 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）		
第 15 条 第 1 項 廃棄物の処観び清掃に関する法律		設置 の規定により、変更の許可を受け 第 15 条の 2 の 4 第 1 項の規定により、変更の許可を受け
た産業廃棄物処理施設であることを証する。		
都道府県知事 （市長又は区長）		印
許 可 の 年 月 日	許可番号	
施設の種類及び 処 理 す る 産業廃棄物の種類		
設 置 場 所		
処 理 能 力		
許 可 の 条 件		
規則第 11 条第 7 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無	
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。	

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この省令は、交付の日から起算して一月を経過した日から施行する。